

標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金交付規則

令和6年7月31日規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、乗用馬を引退した馬が、本町の豊かな自然環境で安心して余生を過ごせる環境を保全し、合わせて馬を核とした地域づくりを推進するため、引退乗用馬の飼養環境等を維持、向上させるために必要な費用について、この規則の定めるところにより、ふるさと寄附基金を財源とする予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「引退乗用馬」とは、乗馬クラブで飼養されていた乗用馬であって、繁殖及びその他の用途から引退した去勢馬、妊娠していない牝馬で余生を送る馬をいう。

(補助対象事業)

第3条 この規則において、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 引退乗用馬の飼養環境の維持、更新、並びに機能強化若しくは新設に係る事業。
- (2) 引退乗用馬に係る関係人口創出のための事業。
- (3) その他、町長が認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金の交付が適当でないとしたときは、補助金の交付対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」）は次の各号に掲げる者とする。ただし、標茶町暴力団排除条例（平成25年標茶町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同

条第3号に規定する暴力団関係者については、補助対象者としなない。

(1) 現に標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則(令和6年標茶町規則第45号。以下「飼養支援規則」という。)の規定に基づく引退乗用馬の飼養を行っている事業者

(2) 当該年度中に飼養支援規則の規定に基づく引退乗用馬の飼養を予定している事業者

2 補助対象者の町税等(標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)及び標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)に基づく町税)に滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の限度額は、別表の定めるところによる。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助対象経費に対し、本補助金以外の特定財源がある場合には、その特定財源を除いた額を補助対象経費とする。

3 補助対象経費が、引退乗用馬とその他の馬が共有する場合は、引退乗用馬とその他の馬の頭数による按分により算定した額を補助対象経費とする。

(譲渡の禁止)

第6条 補助金により整備した施設、物品等については、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間は、譲渡または貸与してはならない。

2 前項の規定は、町長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 補助事業者の納税確認書
 - (3) その他、町長が必要と認める書類
- 2 交付申請は、別表の分類中、施設整備に係る費用及び物品購入に係る費用、それぞれ同一年度内につき1度に
限るものとする。
- 3 本補助金により整備した施設等については、補助事業
完了の日の属する年度の翌年度から5年間、特段の事情
が無い限り再度の申請を行うことができない。

（審査及び交付決定）

- 第8条 町長は、前条第1項の交付申請書を受理したとき
は、専門家等から事業内容、規模、妥当性等について意
見を聴取し、補助金の交付について可否を判断するもの
とする。
- 2 町長は、補助金の交付について可否を決定したときは、
標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金交付決定（不
交付）通知書（別記様式第3号。以下「交付決定書」と
いう。）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払い）

- 第9条 補助事業者は、前条の交付決定を受けたときは、
交付決定書記載の補助金の額の2分の1の範囲内で、千
円未満の端数を切り捨てた額の概算払を申請できる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとする
ときは、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金概算
払申請書（別記様式第4号。以下「概算払申請書」とい
う。）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による概算払申請書の提出があっ
た場合は、概算払申請書を受理した日から起算して30日
以内に補助金の概算払をしなければならない。

（補助事業の変更）

- 第10条 交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のい
ずれかに該当する場合には、標茶町引退乗用馬飼養環境
整備支援補助金事業計画変更（中止）承認申請書（別記様

式第5号。以下「変更承認申請書」という。)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業期間を変更するとき。
- (2) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- (4) 補助事業を中止しようとするとき。

2 前項第2号の規定は、第5条第1項に規定する補助金の限度額を超えることはできない。

(補助事業の変更承認)

第11条 町長は、前条の変更承認申請書を受けたときは、変更内容について審査し、その結果を標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援補助金事業計画変更(中止)承認(不承認)書(別記様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(完了報告及び証拠書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、1月以内または、当該年度の2月末日のいずれか早い日に、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援事業完了報告書(別記様式第7号。以下「事業完了報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第8号)
- (2) 補助対象経費の領収証書の写し
- (3) 補助対象事業の実施が確認できる写真(完成写真、改修写真、物品購入写真など)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、この補助事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第13条 町長は、前条の規定による事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、標茶町引退乗用馬飼養

環境整備支援事業補助金額確定通知書(別記様式第9号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する確定通知書を受けたときは、標茶町引退乗用馬飼養環境整備支援事業補助金請求書(別記様式第10号)を提出するものとする。

(報告又は調査)

第14条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、または担当職員をして実地に調査させることができる。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助の措置を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令または、この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他、不正の手段により補助金を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

別表(第5条、第7条関係)

分類	補助対象経費	補助金の額
施設整備に係る費用(原材料の購入を含む)	・厩舎、放牧地、パドック、シェルター及びその付帯設備に係る新設・増改築並びに補修及び改修に伴う費用。 またそれらに係る原材料の購入費用及び改修等作業に係る人件費 (当該事業所の従業員等の給与を除く)	補助対象経費の4分の3以内 限度額 500 万円以内
物品購入に係る費用 (原材料の購入を除く)	・引退乗用馬の飼養管理に係る物品等の購入	補助対象経費の4分の3以内 限度額 150 万円以内 (馬運車の購入に係る費用については、過去に本補助事業による馬運車の購入に係る費用の交付を受けていないものに限る)